

## (2) 市町村企画訓練分



## 令和5年度青森県原子力防災訓練（東通村企画分）実施要綱

### 1. 目的

原子力災害時における対応体制の検証・確認及び緊急時対応能力の向上を目的とする。

### 2. 実施日時

令和5年11月7日（火） 8：50～12：00

### 3. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格熱出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。地震により外部電源を喪失するとともに、原子炉の自動停止による給水既納を喪失したため警戒事態となった。その状況において、海水取水ポンプの故障で原子炉除熱機能を喪失したため、施設敷地緊急事態となり、さらに、原子炉注水機能の喪失、炉心損傷の発生により全面緊急事態となった。

その後、高圧注水系は復旧したが、格納容器内の圧力上昇に伴う格納容器ベントの実施により放射性物質が放出され、発電所周辺地域に影響を及ぼす。

また、大雨の影響により土砂災害が発生し、村内で通行止め箇所が発生した。

### 4. 訓練項目

#### (1) 住民防護措置訓練

<内容>

住民のバスによる陸路避難を実施する。なお、当該訓練終了後の避難住民は、海上自衛隊の艦船による住民搬送訓練（青森県企画訓練）に参加する。

<場所>

各地区一時集合場所（PAZ：白糠・老部・小田野沢、UPZ：目名・向野地区）～むつ市

<参加機関>

住民、東通村

#### (2) 安定ヨウ素剤緊急配布訓練

<内容>

安定ヨウ素剤緊急配布場所において、避難住民に対して、安定ヨウ素剤を緊急配布する。

<場所>

向野ふれあいセンター

<参加機関>

住民、東通村

#### (3) 社会福祉施設防護措置訓練

<内容>

村内の社会福祉施設において、屋内退避の手順を確認する。また、放射線防護対策が実施済み

の施設においては、同設備の手順を確認する。

<場所> (下線は放射線防護対策が実施済みの施設)

・ P A Z 圏内施設

さくらの里ひがしどおり、和あっとほ一む

・ U P Z 圏内施設

東通村診療所、東通村老人介護保健施設「のはなしょうぶ」、能舞の里、いちいの森、コーポレ  
グルス、エフォート

<参加機関>

公益社団法人地域医療振興協会(東通村診療所、東通村老人介護保険施設「のはなしょうぶ」)、  
有限会社とんぷう(さくらの里ひがしどおり)、合同会社介護サービス事業所和(和あっとほ一  
む)、社会社法人吉幸会(能舞の里、いちいの森)、株式会社ゆめこし(コーポレグルス)、株式会  
社エフォート(エフォート)、東通村

#### (4) 避難行動要支援者搬送訓練

<内容>

避難行動要支援者(模擬)を対象として、原子力災害避難用福祉車両にて、一時集合場所から  
の搬送訓練を実施する。

なお、当該訓練終了後の避難行動要支援者は、孤立地区からのヘリコプターによる住民搬送訓  
練(青森県企画訓練)における急病人として、ヘリコプターにて搬送する。

<場所>

老部ふるさと館、旧南部中学校

<参加機関>

東通村

#### (5) 情報伝達訓練

<内容>

防災行政用無線、I P 告知端末、エリアメール、村公式L I N E等を用いて住民等に対する  
情報伝達を実施する。また、住民防護措置訓練に合わせて、車両による巡回広報を実施する。

<場所>

東通村内

<参加機関>

東通消防署、東通村消防団、東通村

#### (6) 関係機関への情報伝達訓練

<内容>

村内関係機関に対して、T E L及びF A X等を用いて情報伝達を実施する。

<場所>

東通村内

<参加機関>

公益社団法人地域医療振興協会(東通村診療所、東通村老人介護保険施設「のはなしょうぶ」)、

あらまき歯科医院、社会福祉法人東通村社会福祉協議会（東通村あしすと介護サービス事業所）、合同会社介護サービス事業所和（和あっとほ一む）、有限会社とんぷう（さくらの里ひがしどおり）、社会福祉法人吉幸会（能舞の里、いちいの森）、株式会社ゆめこし（コーポレグルス）、株式会社エフォート（エフォート）、社会福祉法人清隆厚生会（こども園ひがしどおり）、東通小学校、東通中学校、東通村商工会、東通商工業協同組合、東通村森林組合、白糠漁業協同組合、小田野沢漁業協同組合、猿ヶ森漁業協同組合、尻屋漁業協同組合、尻労漁業協同組合、岩屋漁業協同組合、野牛漁業協同組合、石持漁業協同組合、老部川内水面漁業協同組合、東通村

#### （7）災害対策本部設置運営訓練

##### ＜内容＞

村災害対策本部を設置するとともに対策本部会議を開催し、被災状況の確認及び情報の共有を  
するとともに、応急対策活動を検討し、その実施を決定する。

##### ＜場所＞

東通村防災センター（災害対策本部室）

##### ＜参加機関＞

東通消防署、東通村消防団、東通村

#### （8）映像伝達訓練

##### ＜内容＞

災害対策本部において、避難行動要支援者搬送等の応急対策活動の実施状況を映像により確認  
する。

##### ＜場所＞

東通村防災センター（災害対策本部室）、老部ふるさと館

##### ＜参加機関＞

東通村

以上

## 令和5年度青森県原子力防災訓練（六ヶ所村分）実施要領

### 1. 訓練目的

国、県、市町村、原子力事業者等との関係機関と地域住民の参加・連携のもと、原子力災害時における初動対応、避難等の防護措置の対策を迅速、的確かつ総合的に行うことで、防災関係機関における緊急時対応能力の向上と地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

### 2. 対象施設

東北電力株式会社 東通原子力発電所

### 3. 訓練想定

職員及び防災関係機関における基本的対応手順の確認を目的とするため、原子力災害単独事象とし、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態、放射性物質の放出と事態が進展する想定とする。

### 4. 訓練項目

#### (1) 避難経由所開設運営訓練

内 容：迅速に安否確認を行い、住民の所在を把握するため避難経由所を開設し、住民受付、住民の安否確認や避難者名簿への登録などの一連の流れ、所要時間、運営要員数を検証する。

実施日時：令和5年11月14日（火）13：30～16：00（開設訓練（準備））  
令和5年11月15日（水）09：00～12：00（運営訓練）

#### (2) 放射線防護対策施設防護措置訓練

内 容：避難によりかえって健康リスクが高まる在宅の要配慮者を屋内退避させるために整備した放射線防護対策設備の起動訓練を行う。

実施日時：令和5年11月1日（水）13：10～14：00

#### (3) 避難行動要支援者搬送訓練

内 容：避難行動要支援者の広域避難を想定し、車いすによる避難が必要な要配慮者等職員が模擬し村福祉車両により搬送を実施する。

実施日時：令和5年11月7日（火）07：00～10：00

(4) 避難所開設・運営訓練

内 容：五所川原市中央公民館を広域避難先と想定し、避難所開設、避難所運営、住民向け講習会等を実施する。

実施日時：令和5年11月7日（火）09：30～13：30

(5) 社会福祉施設防護措置訓練

内 容：放射線防護対策施設を実施した社会福祉施設において、通信連絡訓練、放射線防護設備の稼働訓練を行う。

実施日時：令和5年11月6日（月）09：30～15：00

5. 参集範囲

4. の訓練項目を踏まえ、六ヶ所村地域防災計画等に基づき決定する。

6. 訓練中止の判断基準

別途定める。

## 令和5年度横浜町原子力防災訓練実施要綱

### 1. 目的

東北電力（株）東通原子力発電所において、地震の影響による原子力災害が発生した場合に備え、防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

### 2. 実施日時

令和5年11月7日（火）8：15～13：30

### 3. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格電気出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生、町内では震度5強を観測。地震により外部電源を喪失するとともに、原子炉の自動停止により給水機能を喪失したため警戒事態となった。その状況において、海水取水ポンプの故障で原子炉除熱機能を喪失したため施設敷地緊急事態となり、さらに、原子炉注水機能の喪失、炉心損傷の発生により全面緊急事態となった。

その後高圧注水系は復旧したが、格納容器内の圧力上昇に伴う格納容器ベントの実施により放射性物質が放出され、発電所周辺地域に影響を及ぼす。

### 4. 訓練項目

#### (1) 原子力災害警戒・対策本部運営訓練

- 内 容：訓練想定に沿った事態発生に応じ、災害対策本部を設置し、避難計画に基づく応急対策を実施する。
- 時 間：8時15分～12時00分
- 場 所：横浜町役場
- 参加機関：横浜町役場、横浜町教育委員会、横浜消防署

#### (2) 電話による通信連絡訓練

- 内 容：避難計画に基づき、発電所の事故進展に応じて、町内の児童福祉施設、小・中学校、社会福祉施設等を対象とした通信連絡訓練を行う。各施設の職員は、災害対策本部運営訓練と連動して防護対策の確認及び緊急時対応を図る。
- 時 間：8時30分～10時00分
- 場 所：横浜町役場、横浜町教育委員会、菜の花にここセンター、児童福祉施設（ちどり保育園、第二ちどり保育園）、あさひ幼稚園、横浜小学校、横浜中学校、高齢者福祉施設（特別養護老人ホームなのはな苑、グループホームみほの、有料老人ホームよこはま、グループホームよこはま荘）
- 参加機関：横浜町役場、横浜町教育委員会、児童福祉施設（ちどり保育園、第二ちどり保育園）、あさひ幼稚園、横浜小学校、横浜中学校、高齢者福祉施設（特別養護老人ホームなのはな苑、グループホームみほの、有料老人ホームよこはま、グループホームよこはま荘）

### (3) 公共施設防護措置訓練

- 内 容：訓練想定に沿った発電所の事故進展に応じて「施設敷地緊急事態」から放射線防護対策施設の稼働準備を開始する。  
陽圧化装置の作動マニュアル、資機材等の所在を確認し、緊急時に使用する装置、資機材の使い方の把握・確認を行う。
- 時 間：9時50分～10時00分
- 場 所：菜の花にここセンター
- 参加機関：横浜町役場

### (4) 避難所開設・運営訓練

- 内 容：五所川原市中央公民館を避難所として、各市町村職員及び、県職員と連携し避難所の開設及び運営訓練を行う。
- 時 間：9時00分～13時30分
- 場 所：五所川原市中央公民館
- 参加機関：横浜町、青森県、五所川原市、むつ市、青森市、弘前市、黒石市、平内町、野辺地町、六ヶ所村、東通村

## 令和5年度野辺地町原子力防災訓練実施要綱

### 1. 目的

東北電力株式会社東通原子力発電所において原子力災害が発生した場合に備え、目ノ越地区の一時集合場所における防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図ることを目的とする。

### 2. 実施日時

令和5年11月7日(火) 9:30~13:30

### 3. 訓練実施場所

野辺地町目ノ越地区、目ノ越地区農産物加工等施設(以下「一時集合場所」という。)、野辺地町中央公民館

### 4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格電気出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。地震により外部電源を喪失するとともに、原子炉の自動停止により給水機能を喪失したため警戒事態となった。その状況において、海水取水ポンプの故障で原子炉除熱機能を喪失したため施設敷地緊急事態となり、さらに、原子炉注水機能の喪失、炉心損傷の発生により全面緊急事態となった。

その後高圧注水系は復旧したが、格納容器内の圧力上昇に伴う格納容器ベントの実施により放射性物質が放出され、空間放射線率計においてOIL2(空間放射線線量率 $20\mu\text{Sv/h}$ )超を検出した地区に、国から一時移転指示が発令された。その状況下で、目ノ越地区住民が一時移転する。

### 5. 訓練実施項目

#### (1) 住民広報訓練【9:00~9:30】

- 原子力発電所から30km圏内の目ノ越地区に防災行政無線による敷地緊急事態発生に伴う「屋内退避準備要請」・全面緊急事態発生に伴う「屋内退避指示」・OIL2の基準超過に伴う「一時移転指示」放送を実施する。

#### (2) 一時集合場所開設・運営訓練【9:30~11:00】

- 目ノ越地区住民に一時移転の指示後、一時集合場所を開設する。
- 避難者車両を敷地内で誘導する。
- 避難者の受付・問診を行う。
- 避難者に安定ヨウ素剤簡易問診票兼受領書を配布し記入させ、簡易問診票の記載内容確認後、安定ヨウ素剤を配布し、服用させる。

#### (3) 避難行動要支援者搬送訓練【9:30~11:00】

- 福祉車両で避難行動要支援者を救助し、一時集合場所で受付後、避難所(野辺地町中央公民館)まで搬送する。

#### (4) 避難所開設・運営訓練【9:30~13:30】

- 五所川原市中央公民館を避難所として、関係市町村職員及び県職員と連携し、避難所の開設及び運営訓練を実施する。

### 6. 参加機関

青森県、各電力事業者、特定非営利活動法人青森県防災士会、関係市町村(野辺地町含む)